

介護予防・日常生活支援総合事業の基盤整備における第1層協議体（第2回）議事要約

平成28年1月6日（水）午後1時～3時

枚方市市民会館 3階 第3会議室

構成団体 (参加団体)	枚方市民生委員児童委員協議会	地縁組織 (地域活動団体)
	枚方市老人クラブ連合会	
	枚方市コミュニティ連絡協議会	
	枚方市校区福祉委員会協議会	
	枚方市介護支援専門員連絡協議会	民間企業 (職能団体) 社会福祉法人
	枚方市デイサービス連絡協議会	
	枚方市通所リハビリテーション連絡協議会	
	枚方市特別養護老人ホーム施設長会	
	枚方市訪問介護事業者会	
	シルバー人材センター	中間支援組織
	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ枚方拠点	NPO
	大阪高齢者生活協同組合	ボランティア団体
	枚方市社会福祉協議会	社会福祉協議会
案件名	1. 第1層協議体について	2ページ
	2. 枚方市の総合事業（案）について	2～9ページ
	3. 生活支援コーディネーターについて	9～14ページ
協議事項	① 第1層協議体の名称	「第1層協議体」という名称を使用しながら、良い名称があれば変更する。
	② 枚方市の総合事業（案）について	多様なサービス（通所型サービスA）において入浴サービスを提供する場合について、看護職員の配置を必須とするのかどうかは庁内で再検討する。
	③ 生活支援コーディネーターについて	第2層協議体の運営評価と第2層生活支援コーディネーターの活動評価における評価指標について検討。次回以降に継続して検討する。
事務局	枚方市福祉部高齢社会室・枚方市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）	

介護予防・日常生活支援総合事業の基盤整備における第1層協議体（第2回）議事要約

発言者	内容
<p>司会 (高齢社会室)</p>	<p>それでは定刻となりましたので、平成27年度第2回第1層協議体を開催いたします。                      本日はご多用のなか、本会議にご出席くださりまして誠にありがとうございます。                      前回の議事要約については、ご確認いただいた（案）の内容から変更し、変更内容を一覧にしたものと、確定した議事要約をお手元に配付していますのでご確認ください。                      本日の案件は、前回の続きということで、「案件1 第1層協議体について」、「案件2 枚方市の総合事業（案）について」、「案件3 生活支援コーディネーターについて」です。                      それでは、これから、次第に沿って案件を進めていきますが、その前に、本日も構成機関・団体から事前に見学の連絡があった方、事務局である高齢者サポートセンター職員が見学者として同席していることを報告させていただきます。                      本日の出席者については、お手元に座席表を配付していますので、ご確認をお願いします。今回、枚方市訪問介護事業者会からの出席者のみ前回から変わっていることを紹介させていただきます。                      それでは、案件にうつりたいと思います。</p>
<p><b>案件1 第1層協議体について</b></p>	
<p>司会 (高齢社会室)</p>	<p>「案件1 第1層協議体について」については、前回説明させていただき、「第1層協議体」という会議体の名称をわかりやすい名称にしたほうが良いとのご意見がありましたので確認させていただきますが、会議体の名称に何かご提案はございますでしょうか。                      ご提案がないようであれば、とりあえず「第1層協議体」という名称を使用しながら、良い名称があれば変更するというので、今後も継続して名称については考えていくということよろしいでしょうか。</p>
<p>参加者全員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>司会 (高齢社会室)</p>	<p>続きまして、「案件2 枚方市の総合事業（案）について」事務局から説明させていただきます。</p>
<p><b>案件2 枚方市の総合事業（案）について</b></p>	
<p>事務局説明</p>	<p><b>配付資料：枚方市の介護予防・日常生活支援総合事業(案)</b>                      こちらについては、今ある社会資源の把握や、今の介護予防サービスの利用者の介護予防ケアプランの中からサービス内容の分析を含め、既存サービスの移行について5月から毎月、合計6回の意見交換会を実施し、10月の意見交換会資料として前回配付していましたが、サービスの組立内容について国・府からの指摘を受けて、関係機関と再協議した内容で本日差替え分を配付させていただいています。                      この資料については、今まで検討してきた内容の報告として聞いていただけたらと思いますが、決定したものではないため、この資料の取り扱いにはご注意くださいと思います。特に、サービス単価など決定したものとして一人歩きしないようご協力をお願いします。                      また、ここにはない事業、これから創設する必要がある事業については、この第1層協議体で検討していくことになります。                      このような、これから創設していく制度の大枠の整備ではなく、今あるサービスの整理を</p>

したものがこの資料となります。

表紙は、介護予防・日常生活支援総合事業のタイトルというか、スローガンといいですか、事業の目的を分かりやすく表現した（案）です。

「うーんと伸ばそう健康寿命」として、体力づくり・元気づくりの「葉」、参加・活躍・つどいの場の「葉」、くらしのサポートの「葉」、3つの「葉」を育てる事業としてみました。

次のページ、事業の目的と構成は、ほぼ国のガイドラインどおりの内容になりますが、市独自のものとしては、(1) 介護予防・生活支援サービス事業の「その他の生活支援サービス」として設定する事業について、国の事業構成が「配食や見守り」となっているところ「リハビリ専門職の関与による自立意欲の喚起、栄養改善を目的とした管理栄養士による指導等の提供」としています。

また、(2) 一般介護予防についても、「ひらかた元気くらわんか体操」を中心として記載しています。「ひらかた元気くらわんか体操」については、最後に説明しますので、次のページにいきたいと思います。

次は、訪問型サービスと通所型サービスの国のガイドラインの内容になります。

国のガイドラインとは、国の考え方や事務処理手続きを定めたものです。

その次が、枚方市のイメージ図（案）になります。

これは、各事業の位置づけと元気度について図にしたものです。

元気度が低いときや初めて事業の対象となった方などが、リハビリ専門職による動作分析、疾患特性からリハビリ過程をどう展開すべきか確認するときなど、リハビリ専門職が関与し、必要な援助や支援を行う事業として、「リハ職訪問通所指導事業」「リハ職行為評価事業」を位置づけています。

現行相当の「予防訪問事業」と「予防通所事業」は、その次のまだ状態が不安定で専門職の関与が必要なときとして位置づけています。

状態が安定し、元気度が上がっていくと、訪問型サービスであれば「生活援助訪問事業」へ移行していき、地域での活動や集いの場での「ひらかた元気くらわんか体操」、一般介護予防事業につながっていくことで、健康寿命を伸ばす取り組みへと考えています。

この訪問型サービスにおいて、今の介護保険サービスにはないものの、既存の団体が実施している内容を組み込んだ事業というのが「活動移動支援事業」です。

この事業は、地域での活動の場や集いの場に行くための外出を支援をするものです。老人クラブやいきいきサロン、趣味のサークルなど、本人の生きがいや仲間づくりにつながる活動を支援するため、一人で外出する不安が解消できたらと考えています。

また、生活支援員研修の実施や介護予防ポイント事業（生き生きマイレージ）により、ボランティア活動や地域活動の担い手、就労など研修受講者が活動できる場所の確保にもつなげていきたいと考えています。

次のページからは、各事業の詳細になります。

本市の介護予防・日常生活支援総合事業の事業実施方法については、指定制を中心に考えていましたが、住民主体の多様なサービスについては、サービスに対する報酬ではなく、事業運営の間接補助が基本であると国のガイドラインにも記載されていることから、住民主体

	<p>によるB型サービスはすべて補助金の交付で検討していきたいと考えています。</p> <p>そのため利用料は全額自己負担となりますが、サービスの利用対象者が主として本事業対象者であれば、元気な方から要介護認定を受けている方まで利用できる事業として位置づけていきたいと考えています。</p> <p>また、その他の生活支援サービスの実施方法については、すべて業務委託で考えていることから、自己負担はありません。</p> <p>最後のページが「ひらかた元氣くらわんか体操」の説明になります。</p> <p>「ひらかた元氣くらわんか体操」は、柔軟性のラジオ体操第一、筋力向上・バランスアップのロコモ体操のうち、片足立ちとスクワット、難しいご当地体操であるひらかた体操は、脳の刺激として、この3つの体操を順番に行う10分の体操です。</p> <p>地域で集まっているグループが、この10分の「ひらかた元氣くらわんか体操」を活動の中で行うことで、体操を続けることができる仕掛け、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスを利用していた人などが、地域で集まるためのツールとして「ひらかた元氣くらわんか体操」を実施する。体操の効果を実感することで、地域で「ひらかた元氣くらわんか体操」をするために集まる場ができる。という広がり期待しているものです。</p> <p>今年度はモデル事業として、地域で集まっている6つのグループに「ひらかた元氣くらわんか体操」を実施してもらっており、その内容を評価した上でスタート支援と継続支援の具体的な内容について決めていきたいと考えています。</p> <p>まだまだ試行錯誤で実施方法も変わっていく可能性はありますが、平成28年度から元気な高齢者を増やす取り組み、地域での通いの場の創出のための一つのツールとして取り組んでいきたいと考えています。</p>
<p>司会 (高齢社会室)</p>	<p>今の説明に対して質問やご意見はございますか。</p>
<p>枚方市介護支援 専門員連絡協議 会</p>	<p>いまさらで申し訳ないのですが、3点ほどよろしいでしょうか。</p> <p>1点目は、住民主体のB型サービスと一般介護予防事業の住み分けがわかりにくいということ、2点目が、その他の生活支援サービスの「リハ職訪問通所指導事業」は短期集中のC型サービスではなく、横だしサービスとして実施されるのでしょうか。</p> <p>3点目は、チェックリストの活用についてマニュアル等の整備を行っていただけるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>1点目ですが、確かに分かりにくいとは思いますが、既に地域で活動されている内容がB型サービスとして補助事業の対象となるのかということも含め、今後の整理が必要だと考えています。</p> <p>2点目については、おっしゃるとおり短期集中のC型サービスではなく、その他の生活支援サービスとしてサービス事業に位置づけるものです。</p> <p>3点目の基本チェックリストの活用については、今まで介護保険のサービスを利用する場合は要支援・要介護認定による要支援1・2、要介護1～5の認定を受ける必要がありましたが、介護予防・日常生活支援総合事業においては、要支援認定だけではなく、基本チェックリス</p>

介護予防・日常生活支援総合事業の基盤整備における第1層協議体（第2回）議事要約

	<p>トに該当し、介護予防ケアマネジメントにより事業利用の必要性がある方も利用することができるものです。まずは、基本チェックリストをどう活用していくのかを庁内で検討したうえで、基本チェックリストの活用についてのマニュアル等を整備していきたいと考えています。</p>
枚方市特別養護老人ホーム施設長会	<p>その他の生活支援サービスの実施方法が「委託」というのは、市が業務委託を行うということでしょうか。業務委託先の選定というのは募集という形になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり、「委託」というのは市が業務委託を行うということです。業務委託先の選定方法については、これから検討していくものです。</p>
枚方市訪問介護事業者会	<p>訪問型サービスと通所型サービスのB型サービスの実施方法は業務委託ですか。</p>
事務局	<p>B型サービスの実施方法は「補助」です。</p>
枚方市訪問介護事業者会	<p>「自己負担の目安」に金額が記載されていませんが、金額は未定ということですか。</p>
事務局	<p>B型サービスの事業実施方法である「補助」の対象や額等については、活動場所の借り上げ費用、間接経費（光熱水費・事務等）であり、サービス提供に係る人件費は対象外となります。</p> <p>そのため、サービスに係る費用は全額自己負担となり、運営費の一部を「補助」する形となります。</p> <p>具体的な補助の対象や額等については、これから検討していきます。</p>
枚方市特別養護老人ホーム施設長会	<p>街かどデイハウスも補助事業ですよ。</p>
事務局	<p>街かどデイハウス事業は、介護保険事業ではなく一般財源で行っているものであり、この介護予防・日常生活支援総合事業における補助事業とは異なります。</p>
枚方市通所リハビリテーション連絡協議会	<p>訪問型サービスや通所型サービスのB型は平成29年4月の開始時に実施できる見込みがあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>訪問型サービスのB型については、既に活動されている法人（団体）の内容を組み込んだものであることから、平成29年4月から提供できるサービスです。</p> <p>通所型サービスのB型については、今はないサービスであることから、どのようなサービスにするのかを含めてこれから検討していく必要があります。</p>
枚方市地域包括支援センター	<p>実施方法の「委託」と「補助」の違いがわかりづらいので、説明してもらえますか。</p>
事務局	<p>「委託」というのは、市が実施すべき事業内容を代わりに実施する。というものであることから、実施すべき業務の内容を市が定めたいうで業務を遂行してもらいます。</p> <p>「補助」というのは、活動されている内容を支援する。というものであることから、補助</p>

介護予防・日常生活支援総合事業の基盤整備における第1層協議体（第2回）議事要約

	<p>をする内容として定めたものが、活動されている内容に合致する場合に、運営を支援するために補助金を交付するものです。</p>
枚方市訪問介護事業者会	<p>市が補助金を出すところを指定するということですか。</p>
事務局	<p>指定ということではなく、法人や団体から活動内容を申請してもらい、合致する場合に決定（補助）するという形になります。</p>
枚方市コミュニティ連絡協議会	<p>今日の午前中にちょうど「ひらかた元気くらわんか体操」のモデル事業を実施している団体を見学してきました。その他にも、うちの校区には認知症予防としてコグニサイズを自分たちだけで継続して7回程度実施している団体もあります。そこではボランティアが準備や運営を行っている。</p> <p>この通所型サービスB型を地域で実施するのであれば、補助金は経費だけで、人材はすべてボランティアになる。それを地域で行っていくということでしょうか。</p>
事務局	<p>これから地域で集まる場を創っていかなければいけないと考えたときに、地域にある施設や病院等で使われていない時間や場所を活用して何かできないかと、これから一緒に考えていきたいので、通所型サービスのB型という枠を設けているものです。</p>
枚方市コミュニティ連絡協議会	<p>では、そのような場所を活用してボランティアで事業をしていくということですね。地域にお任せということですね。</p>
事務局	<p>介護予防・日常生活支援総合事業における補助事業では、人件費が対象外経費となりますので、場所を借りる費用などが補助の対象になってくるかと思えます。</p> <p>実施方法については、どのような実施方法が適切なのかということも含めて、この場で今後検討していきたいと考えています。</p>
枚方市コミュニティ連絡協議会	<p>訪問型サービスのA型とかB型というのは、シルバー人材センターなどが今行っている内容を当てはめたということなので、地域ではしなくても良いということですね。</p>
事務局	<p>この資料については、今ある資源を整理して介護予防・日常生活支援総合事業に当てはめたものです。</p> <p>これから必要となるサービスで想定したものについては、枠組みだけ記載していますが、これ以外にもたくさんあると思われます。それを、この協議体で今後検討していくということになります。</p>
枚方市デイサービス連絡協議会	<p>通所型サービスのA型、緩和通所事業については、この単価でどのくらい事業者参入の見込みをされているのでしょうか。サービス量は確保できるのでしょうか。</p> <p>また通所型サービスのただし書きにある「看護職員の配置」について確認したいのですが、10人未満の小規模デイサービスであれば、現在の指定基準においても看護職員の配置が不要です。この事業において、通所型サービスのA型で入浴を提供する際には必ず看護職員の配置が必要なのでしょうか。</p>
事務局	<p>今現在、本市において通所系のサービスが不足している状況ではないことから、現行のサービス相当だけでサービス量はまかなえるのではと思います。</p> <p>緩和通所事業については、既に箕面市が実施している内容で、通所介護では指定基準の人</p>

介護予防・日常生活支援総合事業の基盤整備における第1層協議体（第2回）議事要約

	<p>数を越えた職員を配置している事業所が多いということで、この事業のために別に職員を配置するのではなく、現在加配している職員で余剰スペースを活用した事業という形を考えています。</p> <p>しかし、現行の指定基準においても小規模の通所介護における看護職員の配置が不要ということであれば、看護職員の配置については、庁内で再検討させていただきます。</p>
枚方市訪問介護事業者会	<p>訪問型サービスにおいても、訪問型サービス A の生活援助訪問事業に現在の訪問介護事業者が参入してくるのは単価を考えると難しいと思いますので、必要なサービス量はシルバー人材センター等の団体でまかなえると見込まれているのですか。</p>
事務局	<p>今後の医療報酬の改定など社会保障制度を考えると、地域に中重度の方が戻ってくることが想定されるため、専門職の方は中重度の方の在宅生活を支えていただかないと、たちまち地域には在宅生活が継続できない方があふれ、制度が崩壊してしまうのではないかと懸念します。</p> <p>だから、専門職でなくてもできること、掃除や買物などの生活支援サービスについては、シルバー人材センター等の多様なサービスを創出していくというのが、この事業の主旨になります。</p>
枚方市訪問介護事業者会	<p>訪問型サービス A の生活援助訪問事業には、指定介護予防支援事業所が参入してこなくてもサービス量が確保できると見込まれているということですね。</p>
事務局	<p>サービス量が確保できると見込んでいるわけではありませんが、平成 29 年 4 月に全ての事業対象者がいっせいに訪問型サービス A を利用するわけではなく、順次、利用者が増えていきます。サービス量が確保できないという事態が発生する可能性がないとは言えません。</p>
枚方市特別養護老人ホーム施設長会	<p>訪問型サービス A を提供する人、生活支援員というのは、市が実施する研修を受講した者ということですね。</p> <p>生活支援員の研修受講者というのは、どのくらいの人数を想定されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>最初から人数を想定しているわけではありません。徐々に利用者数が増加していくので、その様子を見ながら研修を実施していくことになると思います。</p> <p>また研修については、市で研修プログラムを作成して、研修実施に関しては業務委託を考えています。</p>
枚方市特別養護老人ホーム施設長会	<p>難しいところだとは思いますが、サービスを利用したいと思っても担い手がないという状態になるのが心配です。</p>
事務局	<p>でも逆に、利用者は徐々に増加していくため、担い手を多く養成したものの利用者がいなく上手くマッチングできないというのも考えられます。</p> <p>その辺りの数字については、来年度に精査しなければいけない課題だとは思いますが、現時点での数字というのは難しいです。</p> <p>ただ、平成 29 年度に事業が開始されても、利用者は徐々に増加していくことから、時間的な余裕もまだあるのではと思います。</p>
枚方市通所リハ	<p>徐々に移行されていくと言われていましたが、各サービスの利用期間が 6 か月となってい</p>

介護予防・日常生活支援総合事業の基盤整備における第1層協議体（第2回）議事要約

ビリテーション 連絡協議会	ることから、結構な数が次のサービスに流れていくと思われます。
事務局	6か月で見直しをするということです。本人の状態等、必要に応じて期間延長する場合があります。
枚方市社会福祉 協議会	社協では介護予防ポイント事業、生き生きマイレージの業務を受託をしていますが、登録者のほうが多く、活動先が少ないという現状なので、生活支援員の研修にはけっこうたくさんの方が受講されるのではないかと思います。
枚方市特別養護 老人ホーム施設 長会	でも、これから平成28年度に実施するための研修のカリキュラムを作成して、となると時間的にも大変ですよ。
大阪高齢者生協	私は、この介護予防・日常生活支援総合事業を地域づくりの課題だと思っていて、ナルクさんやシルバーさん、生協の3つの団体がすべてを担うとは思っていません。現行として今やっているのがこの3つの団体であって、入り口はそこから作りましょと、本来の地域づくりの観点から考えたときには、これを出発点として、地域を創り上げていく必要があると思います。
枚方市老人クラ ブ連合会	2025年、平成37年までに構築する地域包括ケアシステムと、この介護予防・日常生活支援総合事業に関係性があるのでしょうか。
事務局	この事業は、地域包括ケアシステムを構築するための一つのツールであると考えています。
枚方市老人クラ ブ連合会	地域包括ケアシステムを構築するためには、地域包括支援センターの役割が重要になってくると思いますが、地域包括支援センターの職員は手一杯のような印象を受けます。実際は出来るのでしょうか。
枚方市地域包括 支援センター	大丈夫とは言い切れませんが、そういう仕組みを支えるために、地域包括支援センターと市が協力しながらこれから頑張っていきます。
枚方市老人クラ ブ連合会	私の地域の地域包括支援センターの職員が、久しぶりに行くとほとんど入れ替わっていたということもあり、10年後を見据えて活動や運営をするのは色々な面で大変だと思います。心配なのは、このような新しい取り組みを地域包括支援センターが担っていけるのかということです。過大な負荷がかからないかということです。
枚方市地域包括 支援センター	地域づくりというのは、地域包括支援センターだけが頑張るものではなく、地域と一緒に創っていくもので、地域の方の胸を借りて、一緒にやっっていけることを考えていくものだと思います。
枚方市コミュニ ティ連絡協議会	老人クラブにしても、自治会にしても、コミュニティにしても任意団体なんですね。嫌な人は入らない。活動に必要な資金は市からもらっていますが、必要経費のみで活動の中身はほとんどボランティアが担っている。だからこそ、納得しなければ誰も動かない。 元気な高齢者を増やす仕組みを創るのであれば、出来る雰囲気、積み重ねがなければ、出来る地域と出来ない地域が出てくる。 しかし、この場では市トータルで全体として実施することを考えなければいけないとなると、自分の地域を基準にして考えるのではなく、45のコミュニティで足並みを揃えてと考え

	<p>なければいけない。</p> <p>うちの地域でコグニサイズやひらかた元気くらわんか体操のモデル事業が定着しつつあるのは、やる気のある人がいたから、その人を中心として出来ているのであって、自治会全部で同じように取り組めるかといわれると自信がない。現実には難しい。</p> <p>出来る地域で出来る人がやっていくというのであれば良いが、仕組みとして制度として創っていくというのであれば、そんなものではない。出来る範囲で出来る地域からやっていくぐらいにしてもらわないと。</p> <p>ひらかた元気くらわんか体操をしても報酬をもらうわけじゃないので、そんなに地域に期待されても・・・。</p> <p>地域の実情を把握しながら進めていかないと、やったはいいが、ぜんぜん進まない地域が出てくるのではと懸念します。</p>
司会 (高齢社会室)	<p>いろいろなお意見ありがとうございました。</p> <p>続きまして、「案件3 生活支援コーディネーターについて」事務局から説明させていただきます。</p>
<b>案件3 生活支援コーディネーターについて</b>	
事務局説明	<b>配付資料:生活支援コーディネーターとは(PPT)</b>
司会 (高齢社会室)	<p>先日、大阪府が開催した「平成27年度大阪府生活支援コーディネーター養成研修」の資料を元に説明させていただきましたが、これから、第2層協議体の運営評価、第2層生活支援コーディネーターの活動評価を実施するのも、この第1層協議体の役割になります。</p> <p>今後のスケジュールとしては、平成28年4月から順次、第2層協議体を設置していくこととなりますので、それまでに第2層協議体と第2層生活支援コーディネーターの評価指標を作成する必要があります。</p> <p>そのため、評価指標の検討をしないといけないのですが、何も無い中での検討が難しいのではと思います、資料のつぎはぎにはなりますが、第2層生活支援コーディネーターの活動と第2層協議体の運営について素案を作成してみました。</p> <p>この素案を検討のたたき台として、本市の評価指標を作成するための検討を行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
事務局説明	<b>配付資料:生活支援コーディネーター(PPT)</b>
枚方市コミュニティ連絡協議会	<p>13の圏域に一人ずつこの仕事ができる人はいないと思います。日常生活圏域を担当エリアとして担当エリア全体の人材や地域資源を見て、それを組み立てて、動かしていくことができる人というのは地域にはいない。</p> <p>事業として実施するなら出来るのかもわかりませんが、地域でボランティアを自由に動かすことも困難ですし、せめてコミュニティ単位でないとできないと思います。</p> <p>コミュニティ単位であっても、日ごろからお祭りや体育祭などでつながって協力している団体で、お互いに協力しあう雰囲気と支援がなければできないと思っています。</p> <p>うちの校区で言えば、地域包括支援センターアイリスがしっかりやっていますが、うちの校区と同じくらい他の校区と連携できているかということとはわからない。</p>

	<p>何か言われたときに、まずはやってみようかと協力する校区、そうではない校区と様々あり、コミュニティもそれぞれの地域で実情が違う。そのコミュニティ単位を、全体としてまとめてやってきているのが枚方市コミュニティ連絡協議会になるので、枚方市コミュニティ連絡協議会に持って帰って、どうなのかと意見を聞きたいと思います。</p>
枚方市校区福祉委員会協議会	<p>色々聞かせていただきましたが、こんな理想的な人は現実にはおりません。私は北部地域の10のコミュニティの担当をしていますが、校区単位でも難しいと思います。</p> <p>一つか二つのコミュニティで出来るかもしれませんが、現実的には、民生委員でさえ欠員が30人ほど出ている状況であり、地域に精通して活動している民生委員でさえ選びにくい現状があるのに、こんな理想的な人というのをベースにするのは不可能としか言いようがないです。</p> <p>地域で活動しているコミュニティ、校区福祉委員会、自治会などに、ここまで求められるというのであれば、時間をかけてじっくりと話をしていかなければ、机上の空論になるのではと思います。</p>
枚方市コミュニティ連絡協議会	<p>言われた通りだと思います。しかし難しい、無理と言うだけでは何も出来ないなので、前に進むためにどうしたらいいのか。</p> <p>どこかの校区でモデル的に実施して広げていとか、何かを考えていかないと、平成28年4月に45校区がいっせいに始めるというのは無理だと思います。</p> <p>この仕組みとして、事業所などが実施するのであれば能力はあると思うが、地域のボランティアを動かすのは簡単なことではないし、住民としたら「勝手に介護保険制度でするなら勝手にせいや」というのが率直な意見であると思います。</p>
事務局	<p>平成28年4月に45校区がいっせいに始めるのではなく、平成28年4月から順次、取り組んでいくということです。</p>
枚方市訪問介護事業者会	<p>大阪府の養成研修の資料ということですが、大阪府では研修を既に実施されているということでしょうか。またその研修では、他の市町村からどのような人が選ばれているかなど情報はありますか。</p>
事務局	<p>国では平成26年度から生活支援コーディネーターの関係の研修は実施されていましたが、平成27年度から大阪府でも実施されました。</p> <p>平成27年11月の大阪府主催の研修では、ほとんどの市町村において協議体の設置と生活支援コーディネーターの配置はこれからだと言われていました。</p> <p>当該研修を受講されていた方の大半は社会福祉協議会の職員でした。</p>
枚方市社会福祉協議会	<p>確認させていただきますが、第2層協議体の事務局としての機能を担っていくのは、13の地域包括支援センターということですね。</p>
事務局	<p>そう考えています。生活支援コーディネーターが実施する役割に、「市町村と地域包括支援センターとの連携」というものがありますので、第2層協議体の事務局である地域包括支援センターと第2層生活支援コーディネーターは連携しながら、第2層協議体の運営を行うと考えています。</p>
枚方市社会福祉	<p>第3層生活支援コーディネーターはこんな方という具体的なイメージはありますでしょうか</p>

介護予防・日常生活支援総合事業の基盤整備における第1層協議体（第2回）議事要約

協議会	か。
事務局	第3層生活支援コーディネーターの主な役割が、「個別サービスのマッチング」であることから、介護支援専門員が適任ではないかと考えています。
枚方市介護支援専門員連絡協議会	その素晴らしい人材に介護支援専門員を考えていただいております。 個別サービスのマッチングや地域の社会資源の把握など、介護支援専門員の役割なので頑張りたいとは思いますが、その一方で、介護支援専門員は私も含めて事業者には雇用されている立場であることから、今の段階で業務量や処遇が見えないことには、何ともお答えできない状況です。 第3層生活支援コーディネーターが参加する会議というのは地域ケア会議をイメージされているのでしょうか。
事務局	そうですね。第3層生活支援コーディネーターが参加するネットワーク会議というのは、地域包括支援センターが主催している地域ケア会議や日常生活圏域毎のケアマネ連絡会というのをイメージしています。
枚方市介護支援専門員連絡協議会	その会議におけるキーマンというのは、第3層生活支援コーディネーターの中で必要ということですよ。 でも、第3層生活支援コーディネーターというのは無報酬ということですよ。
事務局	第3層生活支援コーディネーターは無報酬です。
シルバー人材センター	生活支援コーディネーターの必要性はわかるが、位置づけがわかりづらい。この生活支援コーディネーターというのはすべてボランティアなのか。国ははっきりとしたものを示していないが、市では何か具体的なものとして考えていることはありますか。
事務局	まず平成28年度中に第2層協議体を設置していきたいと考えていますが、第2層生活支援コーディネーターをすべての第2層協議体に配置できるとは考えていません。第2層生活支援コーディネーターについては、配置できる地域から順番に配置していければと考えています。 また、生活支援コーディネーターの資質の話になっていることから、配置が不可能ではないかというご意見になっていますが、第1層と第2層の生活支援コーディネーターには介護保険から財源が充てられることになっています。 そのため、生活支援コーディネーターの活動、第1層、第2層、第3層それぞれの生活支援コーディネーターにどのような活動をしてもらうか、どんな活動が必要なのか、その活動にふさわしい報酬がどのくらいなのかという議論を行いたいと考えています。 最初に報酬がいくらという金額からではなく、生活支援コーディネーターにしてもらう活動から金額を設定していくほうが分かりやすいし、良いのではないかなという提案です。 ただし、第3層生活支援コーディネーターについては、無報酬になりますので、日ごろの仕事の中で出来るものがどの程度かというものを検討していけたらなと思っています。 まずは、生活支援コーディネーターにどのような活動をしてもらうのかということから考えていけたらと思います。
枚方市校区福祉	樟葉地域でしたら、地域包括支援センター社協こもれびの所長兼管理者の赤阪さんが適任

委員会協議会	<p>だと思いますが、なんせ忙しいからねえ。まさに今言われた人物であれば赤阪さんが適任だと思います。</p>
枚方市通所リハビリテーション連絡協議会	<p>第1層、第2層、第3層の生活支援コーディネーターが何をするのかという役割を考えるととても大事なことでとは思いますが、第1層協議体の役割として、地域の福祉力を上げるために何をしたらいいのか、という話をしていくべきだと思います。</p> <p>資料に記載されている協議体や生活支援コーディネーターの説明が漠然としているので、その議論がぜんぜん進まないのかもしれないですが、地域の福祉力を上げるということで、具体的な例としては、脳梗塞の後遺症で片麻痺の方が通所の事業所に来られていて、杖があれば一人で歩ける状態にまで改善し、地域のグラウンドゴルフに行きたい言われました。そこで地域のグラウンドゴルフと一緒にいくと、地域の方は「もう少し歩けるようになるとグラウンドゴルフができるのにね。」と言われる。杖があれば一人で歩けるまで改善された方が地域で受け入れてもらえない。そこまで自立するために頑張ったのに地域で社会参加できない。そんな方をどうやって社会参加できるようにもっていけるか、そういったことをこの場、第1層協議体で検討すべきであり、第1層、第2層や第3層で取り組んでいくことで、地域の福祉力が上がっていくということにつながるのではないかと思います。</p> <p>この介護予防・日常生活支援総合事業を活用して、10年後にはそういった地域づくりが出来ているというのが理想ではありますが、そのような目線が必要だと思います。</p> <p>元気だけれど、家に引きこもっている高齢者をどうコミュニティに引き出してくるのか、支援の担い手になってもらうための仕掛けをどうするのか、という話し合いをすべきじゃないかなとすごく気になっています。</p> <p>その議論をさし置いて、生活支援コーディネーターの報酬をどうするかというのは違うような気がします。</p>
事務局	<p>まさに、お話された内容が第1層協議体で実施していく内容だと思います。実際に活動していく中でニーズから仕組みを作っていくことを、これから行っていくわけですが、今は、その活動を行う前段階の体制づくりをしているところです。</p>
枚方市コミュニティ連絡協議会	<p>枚方市通所リハビリテーション連絡協議会の彼が言うとおりに、実際は、地域包括ケアシステムをどう創っていくのかということで、それを考えないといけない。そのためには色々な組織が必要で、これが一番大事で、自分のところで、地域で何が出来るのかを一つ一つ考えていかないといけない。</p>
枚方市通所リハビリテーション連絡協議会	<p>先ほどサロンとかの担い手が少なく、参加率も低いというお話がありましたが、例えば、一つの案ですが、生活支援コーディネーターの活動目標としては、サロンに参加する方を増やす。その中で地域の福祉力を上げるために、ちょっと重度の方も受け入れる風土づくりをする。という2つを第1層協議体の目標として、第2層生活支援コーディネーター、第3層生活支援コーディネーターにおろしていく。その生活支援コーディネーターの活動内容を第1層で評価していくということであれば、第1層協議体としても地域の福祉力が向上するということですよ。</p>
枚方市コミュニティ連絡協議会	<p>今まで地域は自発的に自分たちでやりたいことを自分たちでやっていた。場所も自分たち</p>

<p>ティ連絡協議会</p>	<p>で工面しなさい。どこに重点を置いて活動をするかは、それぞれのコミュニティや福祉委員会で考えてやってきた。でも、実際は場所の問題が大きな課題になっていて、学校の空き教室が使えないと地域の集会所となるが、自治会館では狭くて出来ることが限られている。</p> <p>そこで、子ども、障害者や高齢者まですべての住民が集まれる中学校区単位ぐらいの福祉会館があつて、専門の方が配置されれば良いけど、今の生涯学習市民センターでは趣味のサークルばかりが使用されていて校区が使用することはほとんどない。せめて、日常生活圏域単位で13でも良いが福祉会館を設立するなど、何らかの支援がないと取り組みを進める拠点である場所がない。今まで地域で出来なかった大きな理由でもある。地域の集会所や自治会館をずっと使用することもできないし、場所も人もなく、任意団体である地域でと言われても難しい。空き家を市が借り上げて提供するなど、どのような支援体制を創り上げていくのか検討する必要がある。国がいくら絵を描いていても、地域にすべて任せきりで具体的な支援もないというのは、あんまりではないかと思います。</p>
<p>枚方市校区福祉委員会協議会</p>	<p>高齢者に特化した話になっていますが、コミュニティや校区福祉委員は、高齢者だけでなく障害者や子育て支援も含めて総合的に地域で活動を行っている。地域を総合的に支援してもらわなければ、高齢者のことだけを協力してくださいというお願いはしづらい。そういう事情もご理解いただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>この事業は介護保険の財源ではありますが、国のガイドラインにおいても「共生社会の推進のため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要である」と記載されていることから、住民主体による支援、B型サービスについては、要支援者等が中心であればサービスに当てはめることもできます。</p>
<p>枚方市校区福祉委員会協議会</p>	<p>財政的な支援がないとボランティアだけではとても出来ない。民生委員ですら難しい現状があります。その辺りの事情をご理解いただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の制度改正における「地域づくり」というのは、この第1層協議体で必要な事業や施策を考えて、市全域で同じ取り組みを同じ時期に一斉に行うものではないと思っています。</p> <p>それぞれの地域で必要だと感じていることは異なるので、それぞれの地域で必要だと検討した内容を第2層協議体から、この第1層協議体で集約し、実施したいと感じた地域が、それぞれの地域に応じたやり方で実施できるような大枠の整備を検討していくのが第1層協議体だと考えています。</p> <p>そのため、第1層協議体で具体的な検討ができるのは、第2層協議体が設置され、そこから地域の声を集約してからになると思います。</p> <p>第1層協議体の皆さまもそれぞれの活動の中で感じることなど、様々なご意見をお持ちかと思いますが、じゃあそれが全市域としての声なのかということから集約していかないといけないと思います。</p> <p>ただ、平成28年4月に第2層協議体がすべて設置されるわけではなく、平成28年4月から順次、第2層協議体を設置していきたいと考えていますが、第2層協議体の設置にあたり、一定のルールや枠組みを第1層協議体で検討しておかなければ、すべてを事務局である地域包括支援センターに丸投げすることになってしまいます。</p>

	<p>今日提案した内容を、今この場で決めようとは考えていませんので、2月、3月と引き続き色々な意見を聞きながら検討していきたいと思います。</p>
<p><b>その他</b></p>	
<p>司会 (高齢社会室)</p>	<p>まだまだ、皆様と意見交換をしたいところではありますが、お時間が迫ってまいりましたので、これもちまして、第2回の第1層協議体は終了させていただきます。</p> <p>皆様をお願いしたいのは、次回までに第2層協議体運営に求めるもの、第1層協議体として第2層生活支援コーディネーターの具体的な活動の内容、どのような活動を求めるのか、地域ごとの活動と全体として統一した活動というのはどのような活動か、第2層生活支援コーディネーターの設置は日常生活圏域ごとが良いのか、校区ごとの設置が良いのか、といった内容を持ち帰って検討してきていただきたいと思います。</p> <p>次回は2月に開催したいと考えています。次回は、第2層協議体を機能させるために決めなければいけないルールや枠組みを具体的に検討していきたいと思います。</p>
<p>枚方市コミュニティ連絡協議会</p>	<p>少なくとも団体の代表としてこの場に参加しているため、私個人の意見というわけにはいかないと思います。この事業については、最初にきちんと地域に理解してもらわないと、市が勝手にやったらいいと言われてしまうと地域づくりが何も進まない。そのためにも、私は枚方市コミュニティ連絡協議会の意見を聞かないといけません。2月は枚方市コミュニティ連絡協議会の開催がないので、意見を聞くために臨時で会を設けるのかを含め、会長に相談しますので、枚方市コミュニティ連絡協議会へ市からきちんと事業の説明をしてもらいたいと思います。</p>
<p>司会 (高齢社会室)</p>	<p>枚方市コミュニティ連絡協議会への事業説明については、後日、個別に調整させていただきます。</p> <p>とりあえず、次回の開催は第2・3週あたりで調整させてもらおうかと思っています。</p> <p>また日時が決まりましたら開催案内を送付させていただきます。</p> <p>本日は長時間ありがとうございました。</p>